

# 弁理士18年生の 近況報告

弁理士 林・森特許事務所所長

もり おさむ  
森 治

## はじめに

特技塾誌における特許庁OBの特集に寄せて、在職中にお世話になった諸先輩、同期、後輩の方々へのお礼、ご挨拶を兼ねまして、近況を報告させていただきます。

## 弁理士になった経緯

まず、私が審査官を辞職して弁理士になった経緯について簡単に説明させていただきます。

そもそも私が審査官を志したのは、養父（私が高3の時に死去）が弁理士をしていた関係で、弁理士を含む特許関係の仕事に興味があったからでしたが、少なくとも、入庁当時は、早くに審査官を辞職して弁理士になろうとは思っていませんでした。

しかし、入庁10年目になったころ、某弁理士から高齢になって後を継いで欲しいとの相談があり、養父の仕事の後始末をお願いした経緯等もあって、総務部総務課工業所有権制度改正審議室での法改正の仕事が一段落したのを機会に、入庁12年で審査官を辞職することになりました。

## 事務所での業務

後を継いだ事務所は、弁理士も実質的に仕事ができなくなった高齢の先生一人でしたので、入所当初から、特許、実用新案、意匠及び商標の新規出願、中間処理等のすべての業務を行うことになりました。

ただ、曲がりなりに一応動いていた事務所であったことに加え、特許庁で経験させていただいたこと、具体的には、審査業務、制度改正業務、審査基準改正業務、さらには、これらの業務を通して知り合うことができた人達との繋がりが非常に役立って、あまり戸惑うことなく弁理士の仕事に入っていくことができました。

弁理士になって、新たに経験したこととしては、特許権の侵害訴訟（原告側、被告側の双方）を立て続けに10件程度受

任（補佐人を含む）したことを挙げるができます。このことに関しては、後の「特許庁外からみた特許庁、特許制度について」の項で触れたいと思いますが、弁理士と弁護士の考え方の相違等、勉強になる点が多くありました。

ところで、現在の事務所での業務は、入所当初とほとんど変わりなく、仕事（特に最近、特許出願の中間処理）に追われる日々を過ごしているのが実情で、じっくり物事を考えたり、新しいことを勉強する余裕がないこと（実際は、そのような意欲がなかなか湧かないこと）をどうにかしたいと思っています。

## その他の業務等

3年前から、大阪工業大学の知的財産学部（学部長：石井正先生（特許庁OB））において、非常勤講師として「特許明細書作成」の授業を担当しています。

この授業は、同じく特許庁OBの弁理士の井上勉先生と一緒に担当していますが、自分の子供と同じ世代の学生の成長ぶり（半期の授業ですが、最初は明細書について何も知らなかった学生が、最後には図面等の素材から明細書らしきものを書けるようになります。）を実感することができ、特に、結果がすぐに出る点でやりがいを感じることができます。

また、昨年、独立行政法人産業技術総合研究所の契約職員として、特許出願等の支援業務を行っています。

この業務のうち主なものは、独立行政法人産業技術総合研究所内でなされた新規の発明について、特許性の有無等を調査、検討し、特許出願を行うかどうかについて判断を行うもので、発明がバイオ等の先端技術分野に関するものが多いこともあって、私の方が逆に勉強させていただいています。

また、業務ではありませんが、一昨年から大阪梅田ロータリークラブに加入しました。

ロータリークラブは、そもそも、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕等の奉仕活動を行う団体ですが、異業種の人達と交流することによって、社会が広がったように思います。

最後に、西日本在住の特許庁OBで「特西会」（現在会員数：約40名）を結成し、1～2年毎に会合を開いていますので、入会ご希望の方は当方までご一報ください。

## 特許庁外からみた特許庁、特許制度、弁理士制度について

特許庁OB（弁理士）の立場から特許庁に対する要望として、特許庁の敷居をもう少し低くして欲しいと思います。

特に最近の入り口のチェック体制ですと、上京した折りにちょっと特許庁に寄ってみようかという気が起こらず、自然と足が遠退いてしまいます。

できれば、特許庁OB（弁理士）を対象とした身分証明書のようなものを発行していただき、もう少し自由に特許庁に入れるようにしていただけたらと思います。

次に、特許制度に関しては、ほぼ毎年恒例のように行われる制度改正は、特許庁や日本弁理士会主催の説明会等で情報を得て、それなりに対応していますが、審査（例えば、最近特に厳しくなっています開示要件）や特許権の行使において、困ることが度々あります。

特に、特許権の行使に関しては、国家戦略として「知財立国」が叫ばれだしてからかなりの年月がたちますが、巷でも問題視されていますように、現行の制度では、実際に訴訟を提起しますと、特許権者に種々の困難が降りかかってくるようになっています。このため、クライアントには、特許権の侵害訴訟（原告側）は極力回避し、話し合いで決着を付けるように勧めています。

最後に、弁理士業につきましては、日本の製造業が有する構造的な問題点に加え、リーマンショックに端を発する経済の落ち込みから、他の士業と同様に、マスメディアやネット上でいわれているほどではありませんが、環境的にはあまりよくない状況になりつつあるように思います。

なお、特に、中小の事務所が生き残っていくためには、何らかの特殊性（特許庁OBも、その1つにはなり得ますが）を持つ必要があるように感じ、何らかの対策を講じていきたいと思っています。

## ■ おわりに

以上、取り留めのない話となってしまいましたが、私自身は、仕事に追われながらも、おかげで元気に過ごさせていただいていますことを紙面をお借りして報告させていただきます。

特技懇の会員の皆様には、今後ともお世話になりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## Profile

1980年（昭和55年）4月	特許庁入庁（審査第2部土木） 審査第2部調整課審査基準室 総務部総務課工業所有権制度改正審議室
1992年（平成4年）3月	辞職
1992年（平成4年）4月	弁理士登録（林・森特許事務所）

